

前橋家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成23年7月20日（水）午後1時30分～午後3時30分
- 2 開催場所 前橋家庭裁判所大会議室
- 3 出席者（五十音順）

（委員）

相原雅子委員、岩松浩之委員、植木康夫委員、梅澤朋子委員、小川正明委員、佐藤主税委員、下城茂雄委員、都丸 晃委員、中村孝委員、萩原弥生委員、丸山和貴委員、宮崎重子委員、（以上12人）

（説明者）

前橋家庭裁判所 安田雅泰次席家庭裁判所調査官

同 冬木 諭訟廷管理官

（事務担当者）

浅野一夫事務局長、山田稔首席家庭裁判所調査官、池ノ内潔首席書記官、佐藤雅史事務局次長、田崎徳行総務課長、岡田文男総務課課長補佐

4 議事

- (1) 開会のことば
- (2) 委員の交代について
- (3) 意見交換等

テーマ「家事調停の現在とこれから」について

- 本日は、「家事調停の現在とこれから」をテーマとしました。家事審判法に代わる家事事件手続法案が5月19日に成立し、早ければ平成25年1月にも施行されることになります。

本日の家裁委員会では、この家事事件手続法の主な改正点を御説明させていただき、皆様の御意見をうかがい、今後の事務処理の参考にしたいと思います。

ア 調停制度についてDVDの視聴

イ 「家事調停の現在とこれから」について概説説明

ウ 質疑応答

- 法律の主な改正点の1つに、申立書写しの送付があります。現行法上は、

申立書写しを相手方に送付することになっておりませんが、その理由について説明してください。

- △ 申立書には、相手方を強く非難する内容が記載されていることもあります。調停は、たとえ離婚を求める申立てであっても、円満和合、復縁の可能性を模索し、互いが譲り合って合意を図る場であり、裁判のように事の白黒をはっきりとして責任を追求する場ではないので、申立人の一方的な見方を押しつけるような内容が記載された申立書を相手方に示すのは差し控えた方がよいという考えがあったようです。
- 妻が夫を相手に調停を申し立てた場合、申立書に妻が思っていることを書いて、それを期日の前に夫に見せておくのは良いことなのではないかと思います。特にドメスティック・バイオレンスの絡んだケースでは、「このようなことをされた。」などと書いてあれば、夫自身が「自分のやったことはドメスティック・バイオレンスだったのかな。」と考えると思うのです。憶測ではなく事実なのであれば、申立書に書いて、それを送るのは良いのではないかと思います。
- 申立てをする際は、当事者の経歴などを細かく書き、調停委員にバックグラウンドを分かってもらえるようにしています。
ドメスティック・バイオレンスのケースだと、住所が相手方に知られては困るケースがあり、その点は十分な配慮が必要ですが、事実関係の記載については、そんなにナーバスになる必要はないと思います。
また、遺産分割事件については、遺産として何があるのかなどについて、しっかり申立書に書かせる必要があるのでないかと思います。
- ドメスティック・バイオレンスのケースの場合には、申立書を受け取った側の怒りを増長させることは望ましくないのかなと思ったのですが、自分自身に自覚が無い場合には、書面に書いて送付することも大事なのではないかと思います。
- 調停申立書の写しを相手方に送ること等について意見をお聞かせください。
- 「申立ての実情」欄の「特に述べておきたいこと」という箇所に客観的に事実を書くことと、事実をどこまで感情的に書くのかというこ

とは別なのかなと思います。

- 申立書には「相手に郵送します」との注意書きがありますので、全て相手方に送って良いと思います。
- 「申立ての実情」欄の自由記載欄は無くても良いのではないかと思います。
- 本人自身が申立書を書いた場合と代理人が書いた場合とでは、相手方の受け止め方が違うのではないかと思います。

離婚についてイエスかノーか、どちらが良いのか悩み、裁判所に来た人もいるのではないでしょうか。「その他」という人もいるのではないかと思います。

申立書をアンケートのような様式にして、慰謝料などについて必要な人がチェックするという方法もよいのではないかと思います。

- 裁判所の窓口で、パソコンの画面にチェックを入れる方法により申立書を作成、印刷できるようなシステムにはなっていないですか。
- △ そのようなシステムにはなっておりません。
- 子供が、任意で意見を書く欄があってもいいのではないかと思います。
- いきなり家庭裁判所から呼び出され、何の申立てなのか教えてもらえないことについてはびっくりしました。

「申立ての実情」欄の自由記載欄はもう少し工夫があっても良いのではないかと思います。

- 自分の感情のままに書くのではなく、誰か隣りに居てもらい、助言を受けながら記載できたら良いと思います。

申立書写しの送付について、ドメスティック・バイオレンスのケースの場合には、慎重な対応が必要ではないかと思います。

- 「申立ての実情」欄の2「離婚又は内縁関係解消を希望する理由」欄は、該当するものをチェックするようになっていますが、この中の(7)「性格に偏りがある」にチェックされた申立書写しが相手方へ送付されるのは刺激が強いと思います。
- 調停の申立書を提出するまでには、かなり夫婦間で争いがあり、協

議離婚もできずにここに至っているため、ある程度の事情等は記載してもらいたいと思います。何も申立書に書いてないと、全ての事情を最初から聞くことになり、相当時間が掛かってしまいます。限られた時間内で効果的に手続を進めるためには、「申立ての実情」欄の自由記載欄はあった方が良いと思います。

- 自由記載欄は裁判所が事案の把握に役立てるために、また、申立人自身に語らせて、伝えさせてあげた方が良いということで記載欄を設けたものです。

現時点では、個別に判断し、調停の進行に差し支えのある場合のみ送付しないという取扱いにしています。

- アンケートでは、最初の設問をどうするかが重要です。申立書においても、最初の設問によって、それ以降の答えの内容が変わって来てしまうものなのです。

調停申立書の冒頭で「相手方と離婚するかどうか悩んでいる」と答えるのか、「相手方と離婚したい」と答えるのかとでは、その後の記載が変わってくると思います。

書面に書くことにより、高ぶった感情も収まることがあるので、相手方に申立書写しを送るかどうかは別にして、書くことは良いのではないかと思います。

- 申立書が2,3種類あって、その中から自分の申立てに合う申立書が選べれば良いのではないかと思います。

以上

(注) ○裁判所関係以外の委員の発言

●裁判所関係委員の発言

△裁判所側の説明